

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	辰野町 (20382)
地域名 (地域内農業集落名)	辰野地区 (唐木沢、上島、今村、小横川、宮所、宮木、宮木高畑、新町、神戸、向袋、下辰野、上辰野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	198 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	72 ha
② 田の面積	122 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	76 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	36 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積10.2ha(うち1号遊休農地6.8ha)、⑤:引き受ける意向のあるすべての農地面積	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・いずれの集落においても農業従事者の高齢化に伴い、後継者確保や育成が喫緊の課題となっている。また、高齢化による離農や担い手不足により、遊休農地化が進んでいると懸念する集落もあり、今後検討が必要となる。

・面積の集約化は進みつつあるが、担い手ごとに団地化しておらず作業効率が悪い。また、地区内の農地には大型機械が入ることのできないなど道路等基盤整備の状況が十分でなく、耕作条件が悪い農地が多数存在し、農作業や維持管理が難しいことから農業を続けることが難しく、担い手への集積の妨げにもなっている。

・担い手である(農)たつの営農にも農地を集約したいが、近い将来には組合員も高齢化し農地の維持も出来なくなるため体制強化や支援が必要と考える。

・地区によっては家屋も多く存在し、家屋に隣接するなど農作業に適していない農地も多い。

・近年山裾に所在する農地を中心に、サルやイノシシなどによる鳥獣被害に遭う農地も多く耕作意欲の減退が心配される。

・これまでに基盤整備された地域も、農業機械等の大型化に伴い耕作しづらい農地や老朽化した農業用水路等に対して、農地基盤整備の実施が求められており、今後研究を進める。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・主要品目は水稻。水田転作としてそば、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。一部の集落においては、環境への配慮として有機・減農薬による農法を導入し高付加価値化を目指す他、高収益作物の作付に向けて関係機関との検討を進める。

・農作業の省力化・効率化を目的とし、スマート農業機器の導入に向け関係機関の支援の下、検討を行う。

・地区内の若年層、定年退職者等を担い手候補として検討すると共に、行政やJAの支援の下、農業従事者確保に向け取組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農組織である(農)たつの営農及び認定農業者等を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取り組んでいく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	23.3	%	将来の目標とする集積率 50.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・一部の集落において概ね認定農業者等への集約化が図られている。今後の集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に検討を進める。 ・集約化に関しては、飛び地が全くないのが理想ではあるが、地縁・血縁的に不可能な面もある。しかし1筆だけ飛び地状態となっているような極端な不効率の状況は望ましくないため、そのような状況を生まないよう農業者・関係機関の話し合いを検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・辰野地区全体では地区の認定農業者を中心にして、農地の有効利用を図っていく。また、(農)たつの営農で、水稻・そば等を生産して、農作業に係る共同作業を行い、地域の農地の集積と集約化を図る。 ・担い手に集積されない個々に所有する農地については自給的、副業的農家が引き続いて守っていく。 ・宮木、上辰野、下辰野集落については町内でも宅地化が進み、最も人口が多く宅地と農地が混在する地域となっている。新町、神戸集落については、宅地化が進む地区を別とし、基盤整備が行われたエリア内の農用地を優先的に中心経営体に集積して守っていく。 ・神戸集落について中山間地域直接支払事業や多面的機能支払交付金事業の補助金を活用しながら、地域と認定農業者らが協力して農地の維持管理を行い、中心経営体である(農)たつの営農と認定農業者に集積していく。	
以下、2つは各地域共通事項 ○地区内農地の集積・集約化を目指し、土地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 ○中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
・農業機械等の大型化に伴い耕作しづらい農地や老朽化した農業用水路等に対して、農地基盤整備を検討して、有効利用を図っていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・法人、集落営農組織との連携を図るとともに、地区内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。また、行政やJAの支援の下、労働力確保に向けて取り組んでいく。 ・地域内の担い手で受け切れない場合については、地区外の経営体から協力を得ながら農地の維持に努めていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・該当する農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料
☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等
☒ ⑤果樹等	☐ ⑥燃料・資源作物等
☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設
☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】	
①地域と猟友会で連携し、有害鳥獣対策の取組等を進める。 ②米の特別栽培、有機栽培による地域の特色ある米の販売・地域ブランドの発信や環境保全型農業の研究に取り組む。 ③スマート農業技術導入に向けた研究に取り組む。 ⑤中山間地域を中心に、雑穀の栽培を推進する。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	5	
利用者		水稻・そば・ピーマン	1.65 ha	ha	水稻・そば・ピーマン	1.65 ha	ha	1	
利用者		野菜	0.66 ha	ha	野菜	0.66 ha	ha	1	
認就		水稻・そば	7.15 ha	ha	水稻・そば	7.15 ha	ha	2,5,6	
利用者		水稻・そば	1.94 ha	ha	水稻・そば	1.94 ha	ha	2,5	
利用者		水稻・すいか・そば・菜の花	1.81 ha	ha	水稻・すいか・そば・菜の花	1.81 ha	ha	6	
認農		水稻・そば	3.03 ha	ha	水稻・そば	3.03 ha	ha	1,2	
認農		水稻・そば	5.82 ha	ha	水稻・そば	5.82 ha	ha	1,2,5,6	
認農		水稻・そば	4.29 ha	ha	水稻・そば	4.29 ha	ha	2,5,6	
認就		野菜	0.54 ha	ha	野菜	0.54 ha	ha	6	
認農		水稻	7.63 ha	ha	水稻	7.63 ha	ha	6	
利用者		水稻	0.97 ha	ha	水稻	0.97 ha	ha	1	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		35.58 ha	0 ha		35.58 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。